

擁技協 第29号
令和3年7月8日

権利者 各位

公益社団法人 全国宅地擁壁技術協会
会長 永吉 哲郎

認証工場資格要件を満たさなくなった場合の対応措置について（通知）

公益社団法人 全国宅地擁壁技術協会が認証している国土交通大臣認定擁壁製造工場において、認証工場資格要件（別添資料1参照）を満たしていないことが確認された場合の対応措置について次のように通知する。

当協会に登録している認証工場において、国土交通大臣認定擁壁の認証工場資格要件を満たしていないことが発覚もしくは判明した場合には、速やかに認定擁壁の製造・販売を停止し、権利者及び当協会へ書面にて報告するものとする。宅地擁壁製造工場認証事務規程第12条に基づき、「認証を受けた工場の製造工程管理が適切でない」と判断される場合は、認証取り消し処分とし、協会ホームページで公開する。

ただし、認証申請者が宅地擁壁製造工場認証実施要領第14条に基づき製造・販売を中止し、工場認証を返上した場合はその限りではない。

【別添資料】

- 資料1：認証工場資格要件
- 資料2：認証取消通知書
- 資料3：擁壁製造工場認証返上届

以上

【参考】

(1) 「宅地造成等規制法施行規則」における認証取り消しの記載事項

(認証事務の実施に係る義務)

第十二条 登録認証機関は、公正に、かつ、第十条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により認証事務を行わなければならない。

五 次のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すこと。

イ 認証を受けた工場の製造工程管理が適切でないとき。

ロ 不正の手段により認証を受けたとき。

(2) 「宅地擁壁製造工場認証事務規程」における認証取り消しの記載事項

(認証の取り消し)

第12条 認証された工場が規則第12条第1項第五号イまたはロに該当した場合は認証を取り消すとともに、「認証取消通知書」により認証申請者に通知するものとする。

※認証取消通知書（別添資料2の様式）を協会から通知

(3) 「宅地擁壁製造工場認証実施要領」における認証取り消しの記載事項

(認証の廃止及び取消)

第14条 会長は、次の場合においては、当該認証を取り消すことができるものとする。

一. 認証証明書の交付を受けた者が、会長に対して工場認証を受けた宅地擁壁の製造を中止した旨を書面で提出した場合

※擁壁製造工場認証返上届（別添資料3の様式）を協会へ届出

協会ホームページの「認証事務規定・実施要領」を参照。

<http://www.takukyou.or.jp/publics/index/94/>

資料1

下記に示す認証工場資格要件は、現時点における各種認定擁壁の大臣認定擁壁付属図書・製造仕様書に記載されている製造工場資格要件に基づいて設定しているものであるため、今後、認定取得者による変更申請などにより変更となる場合がある。

【鉄筋コンクリート造L型擁壁】認証工場資格要件

1. 日本産業規格の JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）又はJIS A 5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品）の製品認証を受けた製造工場であること。
2. 当該宅地擁壁の製造に関する業務を統括管理する責任技術者及び製造設備、検査設備等に応じた技術職員その他必要な人員が配置されていること。
3. 責任技術者は、産業標準化法に基づく品質管理責任者、コンクリート技士、コンクリート主任技士、コンクリート製品製造管理士のいずれかの資格を有する者の中から選任され、常駐していること。
4. 産業標準化法に基づく品質管理責任者が常駐していること。なお、責任技術者がこれを兼ねることができる。
5. 当該宅地擁壁の製造に関して、コンクリート技士、コンクリート主任技士、コンクリート製品製造管理士のいずれかの資格を有する者が常駐していること。なお、責任技術者がこれを兼ねることができる。
6. 当該宅地擁壁の製造実績^{※1}がある製造工場であること。
※1 当該宅地擁壁を工場調査実施日の1年以内に6個以上製造しており、6個以上の外観・形状寸法・配筋・表示の社内検査、3個以上の外圧強さ・鉄筋のかぶりの社内検査を行っていること。
7. ハイ・タッチウォールの新規工場は、3m以下のL型擁壁の認証工場であること。

【鉄筋を用いたコンクリートブロック擁壁】認証工場資格要件

1. 日本産業規格の JIS A 5406（建築用コンクリートブロック）の製品認証を受けた製造工場であること。
2. 当該宅地擁壁の製造に関する業務を統括管理する責任技術者及び製造設備、検査設備等に応じた技術職員その他必要な人員が配置されていること。
3. 責任技術者は、産業標準化法に基づく品質管理責任者、コンクリート技士、コンクリート主任技士、コンクリート製品製造管理士のいずれかの資格を有する者の中から選任され、常駐していること。
4. 産業標準化法に基づく品質管理責任者が常駐していること。なお、責任技術者がこれを兼ねることができる。
5. 当該宅地擁壁の製造に関して、コンクリート技士、コンクリート主任技士、コンクリート製品製造管理士のいずれかの資格を有する者が常駐していること。なお、責任技術者がこれを兼ねることができる。
6. 当該宅地擁壁の製造実績^{※1}がある製造工場であること。
※1 当該宅地擁壁を工場調査実施日の1年以内に411本以上製造しており、社内規格通りに社内検査を行っていること。

【植栽用コンクリートブロック擁壁】認証工場資格要件

1. 日本産業規格の JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）又は JIS A 5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品）の製品認証を受けた製造工場であること。
 2. 当該宅地擁壁の製造に関する業務を統括管理する責任技術者及び製造設備、検査設備等に応じた技術職員その他必要な人員が配置されていること。
 3. 責任技術者は、産業標準化法に基づく品質管理責任者、コンクリート技士、コンクリート主任技士、コンクリート製品製造管理士のいずれかの資格を有する者の中から選任され、常駐していること。
 4. 産業標準化法に基づく品質管理責任者が常駐していること。なお、責任技術者がこれを兼ねることができる。
 5. 当該宅地擁壁の製造に関して、コンクリート技士、コンクリート主任技士、コンクリート製品製造管理士のいずれかの資格を有する者が常駐していること。なお、責任技術者がこれを兼ねることができる。
 6. 当該宅地擁壁の製造実績^{※1}がある製造工場であること。
- ※1 製品の外圧強さ試験が困難なブロック擁壁（植生ブロック）は、最低20個製造して3個のコア供試体の圧縮強度試験（1個あたり2本のコアデータを採取）を社内検査で事前に行っていること。

【補強土擁壁（テールアルメ擁壁）】認証工場資格要件

1. コンクリートスキンの製造工場は、日本産業規格の JIS A5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）又は JIS A5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品）の製品認証を受けた製造工場であること。
 2. コンクリートスキンの製造に関する業務を統括管理する責任技術者及び製造設備、検査設備等に応じた技術職員その他必要な人員が配置されていること。
 3. 責任技術者は、産業標準化法に基づく品質管理責任者、コンクリート技士、コンクリート主任技士、コンクリート製品製造管理士のいずれかの資格を有する者の中から選任され、常駐していること。
 4. 産業標準化法に基づく品質管理責任者が常駐していること。なお、責任技術者がこれを兼ねることができる。
 5. コンクリートスキンの製造に関して、コンクリート技士、コンクリート主任技士、コンクリート製品製造管理士のいずれかの資格を有する者が常駐していること。なお、責任技術者がこれを兼ねることができる。
 6. コンクリートスキンの製造実績^{※1}がある製造工場であること。
- ※1 製造実績を有するとは、1年以内に標準形状のコンクリートスキンを12体以上製造し、内6体について破壊試験（曲げ試験3体、コネクティブの引抜き試験3体）を実施して規格値を満足することを確認していること。1供試体でも規格値を満足しない場合は、更に12体を製造して破壊試験（曲げ試験3体、コネクティブの引抜き試験3体）を実施して規格値を満足すること。
7. コンクリートスキンの製造において十分な設備を有する工場であること。

第 号
年 月 日

認 証 取 消 通 知 書

認証申請者 氏 名

(株)〇〇〇〇〇

〇〇〇工場 殿

貴工場は、宅地造成等規制法施行規則第12条第5号イ(又はロ)に該当したことにより、国土交通大臣が認定した「〇〇〇〇擁壁」(認定年月日及び認定番号)を製造する工場として不適格と認められたので、令和〇年〇月〇日付け第〇号で与えた認証をここに取り消すことを通知する。

登録認証機関

住 所 東京都千代田区鍛冶町 1-6-16

名 称 公益社団法人 全国宅地擁壁技術協会

代表者名 会 長 永 吉 哲 郎 印

- 備考
- 1 この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 認証申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。
 - 3 登録認証機関が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載のうえ押印すること。
 - 4 本様式は認証取り消しのあった工場ごとに交付すること。
 - 5 不要な文字は削除すること。

年 月 日

公益社団法人 全国宅地擁壁技術協会
会 長 永 吉 哲 郎 殿

会 社 名 :
住 所 :
電 話 :
代表者役職・氏名 :

印

擁壁製造工場認証返上届

今般、下記の擁壁の製造工場認証を返上致したく、ここに認証証明書を添えてお届け致します。

記

- (1) 製 造 工 場 名 :
- (2) 住 所 :
- (3) 返上する認定擁壁 :
 - 名 称 :
 - 認 定 番 号 :
 - 認 定 年 月 日 :
- (4) 認 証 番 号 :
- (5) 認 証 年 月 日 :
- (6) 返 上 理 由 : (i) 社内事情による工場閉鎖のため
(ii) 認定取得権利者との製造契約解除による製造中止のため
(iii) その他 (理由 :)

以上